

国民健康保険からお知らせ

美波町国民健康保険の被保険者証がカード化されます

◎新しい保険証を3月下旬に発送します

現在の保険証(国民健康保険被保険者証)の有効期限は平成24年3月31日までとなっています。そのため、新しい保険証を3月下旬に世帯主あてに郵送します。

◎個人ごとのカード型になります

これまで美波町国民健康保険の保険証は1世帯に1枚の交付でしたが、今回の更新(4月1日)から個人ごとの『カード』型になり、大きさも名刺などと同じサイズになります。4月1日以降、診療を受けるときは、必ず本人の保険証を(高齢受給者証や各種受給者証をお持ちの方は一緒に)医療機関に提出してください。

- 被保険者証は台紙に貼り付いていますので、はがしてお使いください。
- 被保険者証の裏面には新たに、臓器提供意思表示欄を設けています。(記入は任意です。)
- 個人情報保護シール(臓器提供意思表示欄の目隠し用)も台紙からはがしてお使いください。
- 被保険者証が小さくなりますので、紛失に注意し大切に保管してください。
- 70歳以上の方が、医療機関にかかるときは、この被保険者証と高齢受給者証をあわせて提示してください。
- 被保険者証の有効期限は、4月1日から3月31日までの1年間ですが、後期高齢者医療制度や退職者医療制度などの関係で、有効期限が個人ごとに異なる場合があります。

※他の健康保険に加入するなど異動のあった方は、国民健康保険被保険者証の使用はできません。喪失の届出をしてください。また、被保険者証の記載内容に変更があったときは、14日以内にその旨の届出をしてください。

■便利になりました

- ★被保険者証は、1人に1枚交付されます。
- ★名刺サイズで、携帯に便利です。
- ★長期出張や、修学による遠隔地被保険者証の手続きが不要となります。(ただし、町外へ住所を移している場合は手続きが必要です。)



■ご注意ください

従来ものものと比べてサイズが小さくなっていますので、紛失・破損されないよう大切に保管してください。また、手続きによっては、交付までに数日かかる場合がありますので、ご了承ください。

70歳以上75歳未満の現役並所得以外の方は、4月からの自己負担割合が引き続き1年間「1割」のまま据え置かれます。

現在、70歳以上75歳未満の人の自己負担割合は、平成24年3月末まで1割に据え置かれ、平成24年4月から2割(現役並み所得者は3割のまま)に変更することになっていましたが、凍結措置がさらに1年間延長され、平成25年3月末まで1割に据え置かれます。

現在お持ちの国民健康保険高齢受給者証の有効期限は平成24年3月31日までとなっておりますので、新しい受給者証は国民健康保険証といっしょにお送りいたします。

【お問い合わせ先】 役場保健福祉課 ☎ 77-3614